

秋田大学医学部附属病院長選考基準

令和4年1月31日
国立大学法人秋田大学長

「秋田大学医学部附属病院長適任者選考規程」第3条に基づく、病院長適任者を選考するに当たっての基準を以下のとおり定める。

1. 医師免許を有している者。
2. 特定機能病院の管理者として、医療安全管理について十分な知見を有するとともに、次に掲げるいずれかの業務の経験を有する者。
 - (1) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 - (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - (3) 医療安全管理部門における業務
 - (4) その他上記に準じる業務
3. 病院組織における管理運営・経営の経験を有し、適切な組織の編成や健全な財務基盤の構築を推進できるなど、強いリーダーシップを持って特定機能病院の管理運営ができる者。
4. 秋田大学の基本理念の実現に向け、医学部附属病院としての具体的な構想を提示し、それを実現できる者。
5. 県内唯一の特定機能病院である本院の管理者として、先進的な医療の開発・提供及び臨床研修の実践にリーダーシップを発揮すると共に、地域の医療機関と連携し、中核的役割を果たすことができる者。
6. 新型コロナウイルス感染症や類似した重大かつ迅速な対応が求められる事案が発生した場合においても柔軟に病院運営及び組織について見直しを行的確な対応を実行することができる者。
7. 医師不足、医師の不均等分布が問題である秋田県において、よりよい医療提供を行うために幅広い見識を有する者。